

中小企業者等の金融円滑化に向けた体制について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の体制により、地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

(1) 返済負担軽減等の実施に関する方針の概要

- ① 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。
- ② 地域金融円滑化のための基本方針に関する最終決定機関を理事会とし、常務会は基本方針に基づいた金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理規程を策定しております
- ③ 金融円滑化管理の所管部署を審査部、金融円滑化管理責任者を審査部担当役員としております
- ④ 他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じたときは、守秘義務に留意し、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図ります。

(2) 返済負担軽減等の状況を適切に把握する体制

- ① 営業店は、返済負担軽減等の相談・申込の内容を具体的に記録・保存し、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者に対して金融円滑化関連情報を報告する体制としております
- ② 金融円滑化管理責任者は、定期的または必要に応じて随時、理事会、常務会に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告する体制としております。
- ③ 返済負担軽減等の受付記録については、5年間管理・保存します

(3) 返済負担軽減等の苦情相談を適切に行うための体制

- ① 金融円滑化に係わる苦情窓口を営業推進部に設置し、各営業店に金融円滑化管理担当者（営業部店長）を配置しております
- ② 営業店は苦情相談の内容を可能な限り具体的に記録・保存し、随時金融円滑化管理責任者及び常務会へ報告する体制としております。

(4) 返済負担軽減等を行った後の、事業の改善又は再生のための支援を適切に行うための体制

- ① 中小企業者のお客様へのきめ細かな金融サービスの提供を目的に平成 14 年度に本部審査部内に「企業支援グループ」を立上げ、経営改善支援や事業計画策定等のお手伝いを行っております。
- ② 営業店は、返済負担軽減等を行なった中小企業のお客様について、経営状況に関するモニタリング、経営相談、経営指導等を行います
- ③ 審査部企業支援グループは営業店と連携して、返済負担軽減等を行なった中小企業者のお客様の経営状況の把握を行うとともに、営業店を指導、支援します。
- ④ 経営状況に関するモニタリング等にあたっては、資料を督促するなど顧客に過度の負担をかけないように配慮しております
- ⑤ 総務部においては、中小企業者のお客様への事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させる各種研修等を実施しております。